

## 安全・安心住まいづくり支援事業

この支援事業は、地震発生のとき木造住宅の倒壊などによる被害を最小限におさえるため、南島原市に存する戸建木造住宅所有者が、耐震診断や耐震改修工事を行った場合に、県と市が連携して補助金を交付し支援するものです。



### 耐震診断

住宅の耐震診断に要する費用45,000円に対し、30,000円を補助します。

### 耐震改修工事

耐震基準に適合しない住宅の改修工事に対し、工事費の1／2で、60万円を上限に補助します。

### 対象住宅等

- 昭和56年5月31日以前に建設された住宅
- 申請者本人が所有し、居住する住宅
- 木造住宅で3階建て以下の住宅

### 受付開始日

8月1日より

お問い合わせ 各総合支所・住民センター建設課または建設部管理課 TEL050-3381-5066

## 市営住宅入居者募集のお知らせ

市営住宅下記団地（3戸）が空室となりましたので入居者を募集します。

### 募集期間

平成18年8月1日(火)～14日(月)

### 入居資格条件

- 収入が基準に該当する人
  - ・入居者及び同居親族の所得が月額20万円以下
- 現に同居しているか同居しようとする親族がある人、または一定資格の単身者
- ※（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者または婚姻の予約者を含む。）
- 住宅に困っている人
- 市内に保証人となられる人がいるなど、すべての条件を満たしている人
- 特定公共賃貸住宅は公営住宅の収入基準を超える人が対象です
  - ・入居の申込みをした日に、所得（月額）が20万以上60万1000円以下の世帯。ただし、その所得が20万円に満たない人についても、当該所得の上昇が見込まれる場合はこの限りではありません。

| 団 地 名       | 募集戸数 |
|-------------|------|
| 深江あぜつ第1団地   | 1 戸  |
| 深 江 馬 場 団 地 | 1 戸  |
| 有 家 新 切 団 地 | 1 戸  |

※前回募集で応募がなかった団地について、上記の団地に追加し募集する場合があります。  
深江あぜつ第1団地は特定公共賃貸住宅です。



### 必要なもの

- 市営住宅申込書 ●住民票（世帯全員分） ●事実を証明する書類（納税証明書等）
- 所得証明書など収入状況を証明する書類（世帯全員分）

入居者の資格要件を満たした申込者の数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行います。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター建設課または建設部管理課 TEL050-3381-5066

## ご存知ですか？『児童扶養手当』

### 児童扶養手当

#### ◎児童扶養手当とは

父と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

#### ◎児童扶養手当のしくみ

##### ◆支給対象

父が死亡した場合や、父が障害の状態にある児童になど、いくつかの条件にあてはまる18歳未満の児童（18歳到達日以後の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、または養育者に対して支給されます。

##### ◆支 給 額

|         | 全額支給される場合             | 一部支給される場合                    |
|---------|-----------------------|------------------------------|
| 児童1人のとき | 月額41,720円             | 月額41,710円～9,850円の範囲で所得に応じて決定 |
| 児童2人のとき | 児童1人のときの月額に月額5,000円加算 |                              |
| 児童3人のとき | 児童2人のときの月額に月額3,000円加算 |                              |



### 特別児童扶養手当

##### ◆支給対象

20歳未満の重度および中度の身体障害児、知的障害児を監護する父母および養育者に対して支給されます。

##### ◆支給額（児童1人につき）

1級（重度）月額50,750円  
2級（中度）月額33,800円

### 障害者（児）手当

#### (1)特別障害者手当

##### ◆支給対象

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあり、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

◆支給額 月額26,440円

#### (2)障害児福祉手当

##### ◆支給対象

20歳未満で、重度の障害状態にあり、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給されます。

◆支給額 月額14,380円

※いずれも支給対象や支給制限がありますので、お問い合わせください。

お問い合わせ 福祉事務所 地域福祉課 TEL050-3381-5051／各総合支所（住民センター）市民課 福祉保健班

## 障害者見舞金が支給されます

南島原市誕生に伴い、障害者見舞金の要綱が改正され、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神保健福祉手帳」を所持している人（ただし、今年7月1日現在において交付を受けている人）に障害者見舞金が支給されます。

既に口座振込手続きが完了している人については、指定の口座へ振り込まれます。窓口での受け取りを希望する人については、別途通知をいたします。

◆支 給 日 9月1日（金）  
◆支払方法 指定の口座振込み  
◆金 額 3,000円（年1回）

お問い合わせ

各総合支所（西有家庁舎は住民センター）市民課 福祉保健班 まで  
福祉事務所 地域福祉課 総務障害班 TEL050-3381-5051